

事 務 連 絡
令和 2 年 6 月 1 6 日

法務局民事行政部戸籍課長 殿
地方法務局戸籍課長 殿

法務省民事局民事第一課 田中補佐官

保存期間が経過した本籍人に関する届書類の取扱いについて（依頼）
石綿健康被害救済制度における特別遺族給付金の支給の審査に当たっては、戸籍法第 48 条第 2 項に基づく証明書により死亡労働者等の死亡原因を確認することが必要となるところ、これに関し、厚生労働省労働基準局補償課長から別添のとおり当課課長宛て協力依頼がありました。

つきましては、貴局、貴管下支局及び管内市区町村において保存されている本籍人に関する届書類については、特別遺族給付金の請求期限である令和 4 年 3 月 27 日までの間、5 年の保存期間の経過後においても可能な限り保存するよう、御配意願います。

また、貴管下支局長及び管内市区町村長に周知方お取り計らい願います。

基補発 0604 第 3 号
令和 2 年 6 月 4 日

法務省民事局民事第一課長 殿

厚生労働省労働基準局補償課長

法務局における死亡診断書の保存に関する協力依頼について

平成 18 年 3 月 27 日に施行された石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号。以下「法」という。）に基づく石綿健康被害救済制度では、石綿による健康被害を受けた方やその遺族に対し、各種給付を行い、石綿による健康被害の迅速な救済を図っています。

その際、同制度における特別遺族給付金（以下「給付金」という。）では、死亡労働者又は労災保険の特別加入者（以下「死亡労働者等」という。）が法第 2 条第 1 項に定める指定疾病及び厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 39 号）第 2 条に定める対象疾病（以下「指定疾病等」という。）により死亡したことが支給要件の一つとされていることから、審査に当たっては、戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 48 条第 2 項に基づく証明書（以下「証明書」という。）により死亡労働者等の死亡原因を確認することが必要となります。

一方で、戸籍法施行規則（昭和 22 年司法省令第 94 号）において、死亡届等の書類の保存期間が定められているものと承知しておりますが、廃棄された場合には給付金の請求人が証明書を入手することができず、給付金の請求に多大な支障を来すことが予想されます。

つきましては、各法務局等において保存されている死亡届等の書類のうち死亡原因が指定疾病等であるものについては、法に基づく給付金の請求期限である令和 4 年 3 月 27 日までの間、請求人が死亡労働者等の証明書を入手できるよう、保存期間の経過後においても可能な限り保存されるよう特段のご配慮を賜りますこととして、関係機関に対する周知方よろしくお願い申し上げます。